

# 大名家在坂役人と上方銀主・その交流と交渉

— 天保飢饉時の秋田藩を通して —

金 森 正 也

はじめに

豪商鴻池善右衛門家に仕え、自身もその分店を経営する両替商であった草間伊助（直方）の大名金融論の一つに「むたこと草」という一文がある。<sup>①</sup>これは、一九世紀のはじめに草間が熊本藩の勘定方役人に宛てて書いたもので、草間に接近をはかる熊本藩への経済援助を婉曲に断りながら、藩財政・借財の在り方について論じた内容となっている。その結論に近い部分で草間は、藩の重職たちは、借金の依頼などは店の主人相手にするものと考えているが、主人などはいわば看板のようなもので意のままになる事は少ない。むしろ老練な手代などと語れば、銀談のほかにも他藩の事情や藩政のヒントになるようなことも得ることができる、としたうえで、次のように述べている。

或東国諸侯方之内臨時に大坂表江出被仰付候砌ハ、其もの江必日記を被仰付候事常例にて、其地逗留中銀談用向掛ヶ合ハ勿論、他所江之歩行或ハ振舞・料理迄、其余日々来客・諸国珍事様々の雑談雑話等悉ク出役の銘々に書記し、帰国之砌重役迄差出ス事にて、又太守江も披露におよび申ス事にて、文花文面をかざらす出会之仁物ニ

無詔書記し、其余ハ詩文章紀行などハ決而不入、右之通銘々悉ク書記し被申候

ある東国の大名の例としつつ、大坂詰役人に対して、銀談のみならず、出かけた場所・振舞や料理の内容・諸国の出来事など様々な雑談までを記録させ、帰国の後藩主に提出させることが肝要だと指摘しているのである。草間の指摘は、当時においても多様な情報の獲得とそれを的確に用いることの重要さを語っているが、そのことは同時に、現在において私たちが研究する際の素材としても重要であることを示しているともいえよう。

実は、ここで草間が指摘しているような情報が書き込まれた史料が現存する。それは、一八世紀末から一九世紀初めにかけて秋田藩の勘定奉行を勤めた介川通景（通称東馬）という人物の日記である。介川は、文化九年（一八一二）から天保九年（一八三八）まで二六年という長きにわたって勘定奉行を勤めたが、その間五度の大坂蔵屋敷詰を経験し、蔵元や掛屋、館入として藩と関係のあった上方銀主たちとの交流・交渉の様子を詳細に記録した。介川は、家督を相続した時点で、禄高が六六石余の下級武士であった。<sup>②</sup>この時期、藩政において重要な役割をはたした

下級能吏は少なくないが、そのほとんどは勘定奉行・郡奉行・評定奉行と転役を経験する場合が多く、介川のように一貫して勘定奉行の職にあつた例はない（途中、銅山奉行・能代奉行などを兼務）。それだけ財務に通じ、重職たちの評価も高かったといえよう。

介川の日記の内容は、まさに草間が指摘するように、上方銀主との交渉を、銀談のみならず、日常的な交流・親睦、相互の振舞、支配人・手代を通じての情報収集と意見交換など、実に多岐に及ぶ。なかでも天保飢饉を含む時期には、天保三年（一八三二）八月から同六年三月まで、足掛け四年にわたって大坂詰を経験している。その間の日記は一一冊（大坂登りと下りの記事を含む）であるが、なかでも天保飢饉にあたる天保四年の日記は全五冊におよぶ。他の時期の日記が多くても一年に二冊であることに比すれば、これだけで藩政にとつての同年の特異性を読み取ることができる。なお、介川は漢詩文をよくした人物として知られ、日記には自身の作品が多数引用されており、このことからこの日記が基本的に私的なものとして記されたと考えられる<sup>③</sup>。

これまでも上方銀主と大名との関係については、いわゆる大名貸を中心として多くの研究実績がある。しかし、草間伊助のいうような記録に基づいて両者の関係性と、調達銀交渉の細部について検討したものはほとんどない<sup>④</sup>。この小論では、そのような観点から両者の関係性について具体的に検討しようと思う。そこで、第一に酒席などを中心とした日常の交流の姿を明らかにすること、第二に、臨時調達銀交渉の過程を明らかにすること、第三に、そうした交流や交渉の過程で表明される銀主たちの言説に注目して、彼らの対大名認識について検討すること<sup>⑤</sup>、以上三

つの課題を設定する。なお、臨時調達銀の交渉については、天保三年末から同五年に至る、いわゆる天保飢饉時の動向に限って検討素材とする。それは、日記自体の充実度の問題もあるが、この間には後述のように他にも複雑な事情がからみ、銀主たちの意識が個々に明瞭に現れてくるということに注目するからである。

以上の作業によって、通常「大名貸」と呼称される取引関係の基層にある部分を掘り起し、貸借関係をめぐる両者の中に、債権者と債務者としての在り方以外の要素の有無を考え、両者の関係性について検討したい。なお、上方における秋田藩の銀主の多くは、館入として藩と擬制的な主従関係を結んでおり、以下では館入という語句を用いることとする。

## 一 銀主との日常的な交流

### 1 酒宴の様子

日記から、銀主たちとの日常的な交流を概観しておく。参考として、文末に文政九年（一八二六）一年間の主な酒席をまとめておいた。元日に始まる蔵開きなどの行事はいうまでもなく、盆や節句、また毎月朔望には多くの館入が挨拶に訪れた。このほか、蔵元の塩屋惣十郎（孫左衛門の名代）が囲碁好きであつたことから、定期的に碁会が開かれている。そこでは酒席をとまなうことが多かった。このほか、定期的なものとしては、大坂市で行われる祭礼（戎参詣・住吉参詣・天満宮祭礼など）のほか、御雇船の初見分、その航海の安全を祈願する「万度会」、逆にそれらの廻船の無事皆着を祝う会、蔵屋敷の鎮守である稻荷神事なども、

多数の館入が招かれ酒席が設けられた。多くの場合、後半は、富田屋・住吉屋・わた屋など、行きつけの茶屋での酒宴となっている。これらの中には、鴻池（山中）新十郎（以下鴻新と記す）・塩屋（梶川）孫左衛門（孫左衛門は病気のため代理は惣十郎）の両蔵元のほか、掛屋の鴻池庄兵衛（以下鴻庄と記す）やその支配人・手代、また、館入として豪商加嶋屋（長田）作兵衛（以下加作と記す）とその支配人らが常連である。後年、これに辰巳屋（和田）久左衛門や千種屋（平瀬）九十郎らの一統も加わる。以下に、酒席のいくつかを事例としてみておきたい。

まず、文政十年（一八二七）の戎参詣の事例である。これは両蔵元と加作の三家による振舞であった。ちなみに、秋田藩は、両蔵元に加作を加えて「三家」と称し、特別な待遇をしている。<sup>7</sup>一月九日、まず道頓堀の富田屋という茶屋に集まって軽く酒と食事をとり、参詣に出かけている。参加者は三家の主と支配人・手代、それと秋田藩蔵屋敷詰の役人全員である。相撲取を雇って一行の先に立て、群集を避けたとある。その後、富田屋へ戻り、芸子などと呼び酒宴となった。恒例として富くじなども行われている。その後、さらに席を他に移して酒宴をはっている。<sup>8</sup>次に、天保四年三月十日の事例から、廻船皆着の祝儀振舞をみてみよう。この年の実施日は三月十日である。無事皆着を祈念する行事を「万度会」といい、これは二月十九日と決まっていた。内容はほとんど両者とも変わるところがなく、住吉大社に祈願あるいは謝意を示して神楽を奉納し、その後茶屋での酒宴となった。七つ頃場を住吉屋という茶屋に移して二次会となる。芸子十七人のほか、見せ物で評判の二八貫目はあろうかという「稀代之大女」を招き、「いづれも飲を極めけいこなとを

どふにあけ大さわき也」という状態である。

しかし、酒宴は、常にいきなり「無礼講」のような状態になるわけではない。儀礼的な酒席では、一定の次第に則ったやり取りが行われる。次は文政十年の事例である（五月十五日）。<sup>9</sup>国元から、勘定奉行の成田忠五郎が登坂した際、三家の主催で歓迎の酒席が設けられた。場所は島之内の富田屋で、両者とも肩衣を着用している。屋敷側からは、介川・成田をはじめとして、勘定吟味役を含む十四名が参加、三家のほか掛屋の鴻庄も含め、支配人とも十二名の参加であった。その次第は次のようである。

はじめに吸物と酒が出され盃事が始まる。最初は、三家のあるじが介川の前に進み出て介川の盃を頂く。支配人がこれに続き、全員が同様のことを繰り返す。これが終ると膳が供される。介川と成田に対してはあづきが配膳する。二の膳は、各家の支配人が差し出し、他へは仲居が配膳する。焼物（鯛）と三の膳が出されるときには、鴻新が兆子を持って各席を回る。その間台に載せられた肴を作兵衛が皿に取って配ってくれらる。また吸物が出され、支配人らが酒を注いでまわる。これが三献である。これがすむと休憩となり、全員が袴を取って着流し姿となる。少しの間二階に案内されると、ここでは次のような接待が準備されていた。

花大小三拾瓶はかり活あり、中座二ハもふせん之上江朱ぬりの卓三ツならへ、其上へキヤマンの器へあわもり・美淋酒等いろく肴・くわし・こふり砂糖なともり、かさり台也、最早燭を点し候、庭二而数十百之虫を放し飛かふさまいとす、しく清興を催候

しばらくして書院へと場所をかえ、芸子六人・役者四人が呼ばれてあら

ためて宴となった。介川は「諸事丁寧成事二候へき」と日記に感想を書いている。

以上からわかるように、実に細かい作法に則って進められている。日記にはしばしば「盃事」という語句が出てくるが、右に述べたうち前半の三献までの記載がそれにあたると思われる。つまり、酒宴と儀礼的な「盃事」は区別されるのである。また、接待主は、配膳役を勤めてもいる。これは、主客が逆の場合でも同様であり、屋敷側が接待主であった場合は、介川自身が館入の主人に対して配膳することもあった。このような場合は、それぞれの役割と関係を確認するという点で、重要な意味をもっていたと考えられる。

## 2 ささまざまな交流のかたち

恒例の酒席以外でも、銀主と蔵屋敷役人たちはさまざまな交流があった。なかでも芝居見物の記事は多い。主催は三家の場合が多い。

「此度江戸より市川白猿「団十郎也」参候而大当二候得ハ催申度三家より申聞ニ付無余義参候、三家より之振廻二候」(文政十二年五月二十六日)<sup>⑩</sup>という具合である。その他の銀主からの個人的な招きも少なくない。近江屋休兵衛は、幾度か介川らを招いているが、休兵衛はその妻と息子夫婦を同伴していた。介川は、江戸と異なり、大坂ではこのようなことは少ないとし、「休兵衛かた二而も薩州はしめ御蔵本いたし居候やしき江も是迄参会家内同様ニ出候事無之候よし」(文政十年一月十九日)<sup>⑪</sup>と、秋田藩に対する好意を読み取っている。

また文政十二年(一八二九)八月十二日の記事には、近く大坂を離れ

る介川の送別会として三家が芝居見物を催している。その際には、「棧敷二而三献之盃事、着替等いたし候所二而本膳二膳等、惣而丁寧成事二候」<sup>⑫</sup>という気の配られようであった。

このほか、「かしまや弥十郎参候ニ付申合、定八も誘引、夕かたより桜宮辺へ舟行」(文政九年三月十二日)<sup>⑬</sup>、「五ツ時以前より播磨屋仁兵衛催二而屋敷人数一同本道寺村深田佐平太之庭一見ニ参候、(中略)夫より帰舟二而夜ニ入住吉屋へ参候」(文政九年十月二十日)<sup>⑭</sup>、「鴻池新十郎・塩屋惣十郎催二而八ツ半頃より舟行、兩人とも近江辺舟二而迎ニ参候、清八・幸八・平蔵・太蔵・与七郎・寿之助参候、此方ハ御屋敷人数局住迄不残、八兵衛・七之助も参候、松ヶ鼻辺二而納涼、網など為打、夫より富田やへ参候」(文政十年閏六月十七日)<sup>⑮</sup>というように、川船を用いた納涼や花見などの振舞も設けられている。文政十年の六月には、三家を中心とする館入たちと同伴で、数日にわたって京都祇園会の見物に出かけている。

また、堂島商人のなかで、介川が特に親しくしていたのは室谷(播磨屋)仁兵衛で、舞楽見物や和楽の合奏など、芸術的な側面での付き合いがあった。室谷は和楽が好みであったようで、「直々兼而約束いたし置候間、拙者笙を携、仁兵衛ひじりき、仁兵衛子とも次郎助并仁兵衛弟七兵衛、外二医者内藤東助と申もの各笙・笛等持参、わたや別荘へ参合奏いたし」(文政九年九月二日)<sup>⑯</sup>などの交流が日記から確認できる。

以上のように、藩の蔵屋敷と銀主との関係は、貸す側・借りる側という緊張感を含みながらも、平常は懇親を深める場を常に大切にするかたちで保たれていたのである。また、このような関係があればこそ、後述

するような巨額の臨時調達という事態に遭遇しても、たがいの知恵の出し合いで問題の解決を図る努力がなされたのである。

### 3 酒席の意義

ここで、以上紹介したような酒席の意義を考えてみたい。これらの具体的事例は、それ自体興味深い素材を提示してくれるが、大名と銀主の関係性を考えるうえで、いくつかの重要な要素を含んでいる。ただちに思い浮かぶことは、両者の親睦と関係性の確認ということがある。債権者と債務者の関係であるから、一方はこれまでの経済的援助を期待できるかという関心、一方は相手を債務者として信頼し続けてよいかという関心をもち、それを相互に確認し合うことである。もちろん銀主の側には、大名側と同様に、これまでの関係を維持したい、あるいは維持していけるかという観点からの確認という意味もある。しかし、それ以上に重要なことは、情報の交換という点であろう。次は、天保三年（一八三二）十一月六日の記事の一節である。

四日晚弥十郎富田屋二而酔後別座しき二而極内々拙者一人江申候ハ、  
明年ハ御仕法御年限明二候故あなた様・小の崎様なども御出坂二可有御座といつれも内々心得居候、無御心配可被遊と乍恐奉存候、因而御内密奉申上候、尤一同迎も全御引直二可相成とハ存不申事二御座候、内々鴻庄などへも咄会候所是以右之心得と見申候、無覆蔵所を申上候得ハ壹朱かたも御弛候而又々五ヶ年御引継と被仰出候ハ、其通相成可申やと奉存候<sup>17</sup>

文中の弥十郎とは、加作家の支配人である。「御仕法」とは、秋田藩

が文政十二年に、上方の銀主全員に対して半ば強制的に依頼して押し切った借銀の返済方式で、元銀の据置きと大幅の利下げ（多くは月八朱から五朱へ利下げ）を内容とするもので、その時点から五年の期限をきって執行されたものであった。天保四年はその期限が切れる年にあたっていたが、藩はすでにその継続を決定していた<sup>18</sup>。介川はその依頼をする役割を負って登坂したのである。右はそのことについての弥十郎の言を記したものである。これによれば、弥十郎は、来年が仕法の期限であることから介川あたりが登坂するものと推測していたことを告げ、全く元の状態にもどるとは誰も考えてはいないこと、鴻庄も同様の考えであること、銀主たちにはできれば一朱ほど利足を上げてさらに五年ほどの継続というかたちで依頼すれば大丈夫だろうと助言しているのである。その鴻庄も、この仕法の継続について、「御仕法一統御年限明之事故何と也被仰渡候も可有之、其節ハ一統二準し候事二而幾年二而もよろしく御座候など酔中申候」（天保三年十月四日<sup>19</sup>）と、これも茶屋での酒席の最中に介川に告げている。このように、酒席は銀主側・大名側相互の思惑が交差し、情報を含めて相手方の出方を探り、また場合によっては適切なアドバイスを得る場でもあった。

酒席の意義としてもう一点、新たな銀主（館入）を獲得するチャンスの中でもあったことも指摘しておきたい。秋田藩には当時多くの館入がいたが、介川の日記を読むと、さらなる館入の獲得を模索している様子がわかる。複数の館入がいても、経済的事情によって思い通りの援助が期待されるわけではないから、藩にとっては関係をもてる銀主が多ければ多いほどよかった。酒席は、新たな商人との知己を得る場としても有

効であった。たとえば、文政九年（一八二六）十二月十九日の記事に、

鴻池伊兵衛と申もの善右衛門之別家ニ而相応分限之ものニ候所、森川東兵衛詰中より別名前を以銀五拾貫目さし出居候、今晚わたやニ而出会催候<sup>20</sup>

とある。鴻池善右衛門はいまでもなく大坂随一の豪商で、これは秋田藩が鴻善への接近をはかったものとして注目される。この件については、後の記述に「此間鴻池善右衛門御館入ニいたし度、段々支配人百助と申ものへ手よりを以申込候わけ有之候」（文政十年二月一日）<sup>21</sup>とあることから確認できる。ただし、これは実現していない。

また、当時大坂において有力な商人の一人であった千草屋も介川意中の人物であった。文政十年九月十五日、屋敷の鎮守である稲荷神事の祝いで館入らと連れだつて住吉屋へ出かけたところ、「千草や九十郎折柄別座敷へ参居候二付、山下八太郎を以一寸逢申度申遣候所則罷出盃事いたし暫居候（中略）九十郎今日面会ハ初而二候、近日出会之事相約候」<sup>22</sup>という機会に恵まれている。そして、文政十二年二月二十六日の記事には次のようにある。

千草屋九十郎招二付七ツ半頃すみよしやへ参候、着流し也、忠五郎并吟味役武兵衛・甚五兵衛・瀬兵衛も参候、武兵衛勤遠慮二候へとも九十郎より被招候ハ始之義、懇意ニ相成居不申候而ハ不相成わけニ付参候様申渡候<sup>23</sup>

つまり、千種屋の方から初めて招待があった。その際、吟味役の小野崎武兵衛は遠慮中であつたが、「懇意ニ相成居不申候而ハ不相成わけニ付」という理由で同席させたというのである。館入との酒席の場を重要

なものとして認識していたことがわかる。

以上のように、酒席は、館入らから様々な情報や助言を得る場であり、また新たな銀主を獲得する場合にも重要な役割をはたした。また、銀主と藩側の信頼関係を確認する場でもあつた。さらに、以下に述べるように、臨時調達を依頼するうえで、酒席を含む普段からの交流は「潤滑油」としての役割をはたしたのである。

### 三 天保三年の凶作対策としての調達銀と「借財仕法」の継続

先に述べたように、ここでは天保三年から五年にかけての時期、いわゆる天保飢饉時における臨時調達銀の交渉過程を中心に、それが実現に至る過程を見ていきたい。なおこの経過は、大きくは二つの段階に区分される。

まず、天保三年（一八三二）八月から天保四年七月あたりまでが第一段階である。この時の交渉課題は、天保三年の凶作対策用の調達依頼と、前述した「借財仕法」の継続の依頼である。

続いて天保四年八月から同五年の五月あたりまでが第二段階である。幕府から久能山の御手伝普請が課せられる。そしてその直後、国元から大凶作が確実になったとの連絡が届く。介川はそのまま、新たな臨時調達銀を交渉することになる。ここで留意しておかなければならないことは、第一段階の課題が、国元と江戸での評議を踏まえ、困難ながらも交渉案を検討したうえで登坂であつたのに対して、天保四年の大凶作・飢饉対策としての臨時調達銀は、介川にとっても館入らにとってもまさ

に想定外の事態であったということである。介川はその対策に奔走しなければならなくなる。この章では、第一段階の交渉過程を検討する。

## 1 交渉の前提

介川にとって解決すべき第一の問題は、天保三年の凶作対策としての臨時調達依頼と、「借財仕法」継続依頼を、その順番を含めてどのように交渉の場に持ち出すか、ということであった。前節ですでにみたように、加嶋屋弥十郎（加作支配人）は、介川の登坂とその思惑を察していた。そのうえで、利足を一朱ほどあげて、以後五年の継続と条件を緩めれば、問題はないだろうとアドバイスしていた。

しかし、今回は臨時調達との抱き合わせであり、介川は、この両方を一括交渉して銀主たちの了解を得ることは難題であると認識していた。介川が最初に相談相手に選んだのは、加作家の支配人、定八と弥十郎であった。天保三年十二月一日、両名を屋敷に招き、吟味役を同席させ、藩の実情を語ったうえでとるべき方法を相談した。ここで介川は、今年（天保三年）が非常の凶作であり甚大な減収が予測され、窮民たちへの飯米の手当も考慮すると、一四〇〇貫目ほどの臨時調達が必要であることを明かし、借財仕法については、さらに利足を一朱さげでの継続としたい旨を語った。これに対して定八と弥十郎は次のように意見を述べた。

此上減少等被仰付候ハ、向後之御用弁相欠可申、町人と申ものハ心之いやしきものニ御座候得ハ少したりとも御弛御座候得ハ大人氣よろしく相成、又々御用御勤候様相成可申候、既ニ当然千四百メ目程之御調達不被遊候得ハ不相成趣、尙向後如何様御不時被為有間敷

ものニも無之、因而此度ハたとへハ四朱之ものハ五朱、五朱之ものハ五朱半とも被成置、六朱已上之分ハ其ま、被指置候而も可然、右之通ニ而引繼五ヶ年と御頼とか又ハ下地御開発御用等之口を本之八朱ニ御直し元利何年割を以可被返下とか申様ニ被成置候而、別段三人之外辰巳や・千草や・はりまや等取合、たとへハ五万両何年割ニ出し候様と申様ニ被仰候得ハ大人氣受よろしく御座候<sup>21)</sup>

今後もいかなる臨時の御用があるかもしれない、今回はなんとしても一朱一朱半ほどの利上げは必要であり、そうすることで商人たちは再度の依頼にも応えてくれるであろうとし、調達銀については鴻新・塩屋・加作三家のほか、辰巳屋・千草屋・播磨屋（室谷）の三家にも、五万両程を年賦というかたちで依頼すれば気受けも悪くないだろうと述べている。これに掛屋の鴻庄を加えたあたりが大口の調達を依頼できる銀主たちであった。なお、借財仕法継続の件は、来年一杯で考えればよいとしている。

注目されるのは、この時介川は定八に藩財政にかかわる帳簿を貸し出していることである。日記には、「来巳年五月より午四月迄此表御積并五ヶ年ならし大抵一ヶ年之さし積大段之調書一冊・右之メ高書又き一冊とも為見候処何卒拝借仕度、尤中々他へハ相もらし不申候段申候故極密之筋を以遣候」とある。そして、帳簿の返却に訪れた定八は介川に対して、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ケ様ニ御座候得ハ迎も御仕法ハ御弛ニハ相成ましく、是迄之通を以引繼と被仰候外有之ましく」（十二月六日）と述べている。ここでは、加作家の両支配人は、藩の財政コンサルタントのような役割をはたしていると言つてよい。

これと前後して、堂島のメッセンジャー役である吉文字屋久米蔵を招いて、借財仕法継続の問題を相談している（十二月三日）。吉文字屋は、一朱でも利息を上げて継続を依頼するのを上策、これまで通りを中策、利下げしての継続依頼を下策としている。そして、「御国不作之事ハいつれもよく心得居候間其筋を以御頼はいつれも異義無之筈」と、堂島商人ならではの情報通ぶりを示して、期限については、来年一杯と考えてよいとし、「夫ニ御構無之御調達之事を先ニ御頼如何」と助言している。これに対して介川は、調達銀を申しかけたあとでは仕法の件はどうなるだろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、不作ニ付莫大之調達相頼候ほと之事ニ候故ケ様ニ聞済くれ候様ニと内江引込被仰候而も御趣意有之事ニ候、其上ニハ大抵ニ御熟談可相整候段申候」という助言を得ている。

掛屋である鴻庄にも同様の相談をしているが、「扱御仕法之事ハ仰之通明年ハ其ま、ニ而よきわけ故、もし何とか申上候ハ、夫ハ午年より年限明之事故当秋作見居之上と申事ニ被仰候而もいたし様も無之事ニ御座候段申候」（十二月七日）と、ほぼ同様の助言をしている。

いま一つ、大坂への廻米の問題があった。国許からは二万石減と知らせてきたのである。これについて加嶋屋弥十郎は、三家を呼んで伝えた方がよいとしながらも、次のように述べている。

御回米之義ハ一円被相止御国払ニ被成置候而可宜、左様被遊候連三家之もの何とも申上候事は有之ましく候、御国元御益ニ相成事ニ御座候得ハ其義第一之御事ニ奉存之段申事ニ候、尚仕法之事ハ如何いたし可然やと申候処ハ、是ハ一向不遅事ニ御座候得ハ御調達之事計

り被仰可然、尤御書取御渡之方可宜候（中略）差当三家其外辰巳屋・鴻池・千草や・播仁此七人ニ而式百貫目ツ、と見候、千四百メ目ハ出来候わけニ御座候、其余ハ何とか被成かたも可有之、作兵衛義ハ可成丈出精相勤候心得ニ御座候段申事ニ御座候、清八ハ無六ケ敷事を可申上など申聞笑ひ候事ニ候（十二月十四日）

国元の利益を優先し、今は調達のことを重視すべきだと助言している。そして、具体的に主な館入の名をあげて、予定の額の調達は可能だろうと助言している。

以上のように、臨時調達銀と借財仕法継続の問題は、加作家の支配人加嶋屋定八・弥十郎、浜方（堂島）では吉文字屋久米蔵、そして掛屋である鴻庄との相談を経て具体化していったことがわかる。これに意を強くした介川は、十五日にさっそく三家への「演説書」を作成し、翌十六日には三家の支配人らを召喚して、国元の凶作とその対策費としての調達銀を依頼した。一家六〇〇貫目、三家あわせて一八〇〇貫目、利息は年七朱（七割）七ヶ年割返済の案であった。続いて十八日には辰巳屋（五〇〇貫目）、十九日には室谷（四〇〇貫目）・千草屋（五〇〇貫目）・鴻池庄兵衛（四〇〇貫目）と、個別に対面し、調達銀を依頼している。このうち、千草屋は利息について月七朱（〇・七割）を主張し、介川はこれを受け入れている。館入となつて間がないことを考慮したものである。鴻庄は、銀高についてはその場で了承し、辰巳屋も二十一日には提示された条件で了解する旨を届けている。もつとも難航したのは蔵元の鴻新で、経営難澁が主な理由であったが、納銀日に幅をもたせることでこれも了承させている。こうして、他の館入らの分も合わせ、天保四



年の二月中には四〇九五貫目の調達の約諾を得たのであった。

## 2 「借財仕法」の継続

この問題についてはすでに見たとおり、加嶋屋弥十郎や吉文字屋が天保四年（一八三三）一杯で考えればよいと助言していたが、近く同役の富田治兵衛と吟味役の山崎甚五兵衛が帰国することになっており、介川はできれば彼らの在坂中に依頼して、各銀主の承諾を得たいと考えていた。これについて加嶋屋定八と弥十郎は次のようである。すでに新調達を依頼したことで、仕法も継続されるであろうことは大方の銀主たちは内心考えている、できれば仕法の規定をいくばくか緩めれば銀主たちの気受けもよろしかろうと述べている（天保四年二月二十六日<sup>25</sup>）。また、堂島の吉文字屋久米蔵は、どなたかが登坂のうえ謝辞を述べ、期限や返済についてあらためて約束のお言葉を頂くのが上策と指摘している。しかしそれが無理ならば書簡の往復でよいからそれを済ませ、依頼するのがよいと助言している。

継続の条件については、吉文字屋は、浜方は五年期間でなければ承知しないだろうと回答したが、浜方の中心である室谷仁兵衛が「私ニ御座候得ハ五ヶ年之方御受仕よく御座候」としながらも、藩が提示する条件で了承する旨を吉文字屋を通して伝えてきた<sup>26</sup>（五月十七日）。また、掛屋の鴻庄については、「仕法引継之事ニ付内々得と申談候所如何様無御余義御事奉存候段申事ニ候、品々密談候筋有之、直々すみよしやへ伴候」（五月十八日）と記載がある。酒席で「密談」が行われたらしいが、右の記述からは内諾を得たと推測される。

以上のように、加作家を中心に、主な銀主への根回しが一段落すると、調達銀出精という名目で銀主らを茶屋に招いて褒賞を与え、五月二十三日に、まず三家を招いて仕法継続の調達を行い、「演説書」と国許からの家老の書簡を渡している。後者は、家老三名の連署状で、宛所は、山中（鴻池）新十郎・梶川（塩屋）孫左衛門・長田（加嶋屋）作兵衛と、当主宛であり姓が用いられた正式な依頼書である。

この後、他の銀主たちにも同様の調達と書付が渡されていった。この間、堺の館入酔屋利兵衛から、藩政に対する痛烈な批判的文言を含む口上書が提出され、これをめぐって介川と酔屋との間でやりとりがあるが、最終的に酔屋側から詫状を提出することで一段落している<sup>27</sup>。

こうして、天保四年（一八三三）の六月末には、介川が江戸から託されてきた課題はほぼ目途がつき、「最早大段之処かた付」（六月二十四日）という認識に落ち着いた。ところが、その直後から、天候不順と凶作の予感を伝える報告が国元から届くようになる。

## 四 天保四年の凶作・飢饉と臨時調達銀の交渉

### 1 大凶作の予兆

大坂に、天候不順を知らせる書簡が最初に着いたのは天保四年七月二十九日である。ここでは、天候は冷気がちであり、とくに領内北部の作柄が悪く、「人氣」も落ち着かず、大坂での買米の必要性を伝えていた<sup>28</sup>。そして九月七日、八月二十九日付の御用状が国元から届き、大凶作が確実となったという報告をもたらした。「其後雨勝冷氣八月六日夕雷雨二

而電又ハ霰ふり、八日ニも霰ふり候而一通ならぬ荒つゝき、逆も立直し可申様無之、(中略)御城下より下筋式三步平均ニも可相成や、是亦心元無之、絶作同様<sup>(29)</sup>であり、「明年御領中飯料行届申間敷ニ付差金を以也拾万石も大坂ニ而御買米被成候様申来」というように、大坂での飯米一〇万石の確保を指示してきたのである。さらに同役金易右衛門からの私信では、「御同役ハ四歩内外之見込ニ候へとも小子考ハ式歩五リン之ならし無覚束」(九月七日)とし、すでに北の丸と四ツ小屋の御備蔵の玄米を払い出したこと、土崎湊・牛島村での打ちこわし状況、他領からの流人多数という状況が語られていた。すでに凶作という事態をこえて、飢饉の兆しが明らかとなっていた。

## 2 久能山御手伝普請

国元の天候不順の知らせがもたらされているさなかの八月四日、江戸より久能山御手伝普請の通達があったことを知らせる御用状が大坂に届いた。正式には「久能御宮其外并三州大樹寺・松応寺・鳳来寺・瀧山御宮御霊屋等御修覆御用」で、江戸詰勘定奉行成田忠五郎の報告では、およそ一万石につき一四〇〇両とみて三万両の費用を算出している。<sup>(30)</sup>

翌五日、この知らせを得た加嶋屋定八・弥十郎がただちに駆けつけ、介川の心積りを訪ねている。このとき介川は、三万両のうち二万両を江戸、一万両を国元で都合する腹積もりであると答えた。これについて、弥十郎が次のように語っているのは注目される。

自然両御表ニ而御都合相成事ニ候得ハ御館入ともニハ此上も無之難有御事ニ候へとも、外様之御振合ハか様之時ニハたとへ御用無之候

而も多少御調達被付候事ニ候、両都ニ而調達よふく上納もいたし候と申之筋ニ相成居候所何ソ之御願等被仰立候ニも響よろしく、もし一円御調達なしと相成候而ハ余り結構過 公辺之聞ひも却而如何と申候(中略)御館入ともハ右様御用之節ハたとへ打続候ニいたし候而も相勤不申候而ハ不相成ものニ候、外様ハ先ツ半分又ハ三ヶ式も此方もちニ被成候ふり合ニ候など申候、尚私自由ニ相成様ニ罷成候得ハ何事も引受相勤可申、あなた様ニも御長寿可被遊、私も長寿可仕候、此度位之事ハ一人ニ而御用受仕候而もよろしき事ニ候など申事ニ候へき(八月七日、一文字空きは闕字)<sup>(31)</sup>

つまり、弥十郎は、館入から借用する必要がなくてもこのような場合は、いくらかは調達の依頼をせよ、そうでないと幕府にどのように受け取られるかわからないと指摘しているのである。これは、伊藤昭弘氏が紹介した、熊本藩に対して草間伊助が助言した論理と同様である。<sup>(32)</sup> 弥十郎はさらにここでこのやり方を「外様」(ルビは引用者)と一般化している。さらに注目したいのは、幕府からの公役が課された場合、どのようなことをしても援助するのが館入の務めだとも言っている。このような認識を、銀主としての見栄あるいはたんなるレトリックとして切り捨ててよいかどうか、留意すべきところであろう。館入としての立場にある商人の自己認識のあり方を検討する必要があるように思われる。なお、久能山御手伝普請については、大凶作を理由として幕府に容赦願いが出され、以降の年賦による納入を可とする指示を得て急場を凌いでいる。

## 3 再度の調達銀交渉

大凶作は確實と知らせてきた九月六日の段階で、国元からは一〇万石の買米を指示してきたが、もちろん、その資金は大坂での調達銀でまかなうしかない。だが、重要なことは、天保三年の凶作対策とは異なり、全くの想定外の事態だったという点である。

この問題を介川が最初に相談したのは、やはり加嶋屋弥十郎であった。九月十四日の記事に、「弥十郎参候二付、秋田非常之作二相成申来候筋、随而莫大之御調達二可相成、御買米等も不被成候得ハ不相成趣を以極密及相談候所、恐入、いつれ定八申合罷出可申上申事二候<sup>33</sup>」とある。ついで十六日、定八と弥十郎が揃って屋敷に来たので、再度このことを相談した。記事によれば、具体的な案は出ていないが、まず三家に相談し、そのほかの懇意の銀主にも追って相談すべきであるという助言があり、買米については、「拾万石程買下之事二成候趣も申候所、外へハ御買米之事不被仰付御調達之筋被仰可然申候<sup>34</sup>」とある。大量の買米となれば、相場や大坂市中の飯米にも影響をあたえることを考え、調達を優先せよというのであろう。翌十七日、介川は三家の支配人呼び、国元の状況を知らせ、調達銀が必要であることを伝えた。十九日には、千草屋・辰巳屋・鴻庄らにも同様のことを伝えている。藩は、江戸から勘定奉行一名を登坂させると伝えてきたが、介川は国元の実情を詳しく説明できるものでなければ銀主を納得させることはできないと主張し、正式な依頼は国元からの着任を待つて行いたい旨を伝えている。

同二十一日、ふたたび加嶋屋定八と弥十郎を屋敷に呼び、今後の方策を相談している。二人は、一〇万石の米は容易に買上げできる量ではないこと、莫大な銀高なので到底自分たちだけでは決定できないことを指

摘し、両蔵元（鴻新・塩屋）・辰巳屋・千草屋・鴻庄・室谷らを一堂に集めて相談すべきだと提案した。これに対し介川は、まず一軒ずつ支配人にあたり、そのうえで三家に相談し、さらに一統へと段階をふんで交渉を進めたいと語った。二人はそれを了としながらも、利足は月八朱であること、引当てについて案を考えておく必要を念押しすることを忘れなかった（九月二十一日）。

この後各家との交渉は年末に至るまでの長丁場となった。そうしたなかで、いち早く秋田藩の求めに応じたのは辰巳屋であった。九月二十五日、介川は交渉の一環として同家の支配人佐助を呼んで事態を説明し、その後住吉屋へともなったところ、その席で一〇〇〇貫目を承諾したのである。支配人個人の判断でできることはないから、これは久左衛門の意向であつたらう。さらに辰巳屋は、一〇月一日、二〇〇貫目を追加して承諾する旨を申し出てきた。支配人の佐助・長兵衛は、これまで加賀藩・薩摩藩の御用も承ってきたが二万両をこえる額を御請けしたことは一度もなく、幕府からも二万両の御用金を申し付けられたことはあるものの、一万両を納めた後屋敷が類焼にあい、残りは納めずに終わったと語っている。さらに、

其内二ハ無程御出役様も被為在候事二付いか様之義被仰出ましましきものにも無之、其上二此段申上可然と申ものも御座候へとも、少しも早く申上候得ハ御含二も被為成候様御内命も有之候二付右を相待不申上候<sup>35</sup>

とも語っている。ここでは、そのうち国元からどなたかが登坂するであろうから、その節またどのような依頼もあるかも知れない故、その時に

申し出ればよいだろうという意見もあったという点に留意すべきであろう。辰巳屋は、介川の依頼の後、再度誰かが大坂にやってくるであろうこと、その際にはかならず別途の協力を要請されるであろうことを見越しているのである。要は、大名家の臨時調達の段取りを十分に承知しているのである。そしてこれは、辰巳屋に限ったことではなかったであろう。そのうえで辰巳屋は、「返済かた等染々伺候筋も無之、幾重二もよろしく御含被成下、他より先立御請申上候故御返も先ニ被成下度等之義乍笑申候事ニ候へき」という対応を示したのである。「心底実ニ感入候事ニ候」と介川は記しているが、実感であったろう。辰巳屋は文政九年（一八二六）から秋田藩の鉛の取引にかかわっていたが、天保元年（一八三〇）の暮にはその鉛を一手に扱う蔵元に就任していたから、そのことが大きかったのだと思われる。

天保四年十月二十四日、介川は三家に対して正式に再度の調達銀依頼を通過する。<sup>(36)</sup>「演説書」はその前日物書役に清書させたものを準備した。さらにその前日にあたる二十二日には、「夕後より定八・弥十郎拙者かたへ招、衛門始又右衛門・甚五兵衛も参内談、及深更」と日記にあるから、その文言や条件などについて、加嶋屋支配人の助言を得たものと推測される。

「演説書」は長文であるのでここでの引用は控えるが、凶作に至った経過とその実態について述べ、作柄はまだ調査中であること、酒造はもとより米・雑穀を加工した食品は菓子に至るまで禁止し、貴賤の別なく粥や雑飯を食していること、一〇万石の米を国元に廻送できなければ数万人の生命にかかわること、幸い院内銀山をはじめとして領内鉱山が隆

盛であること、国元に廻送する一〇万石のうち五万石は家中や飢民の飯米にあてるが、五万石は売払いとするので、その代金は返済にあてられること、返済は来年暮より五か年割とし、利息は以後相談して決定するつもりであること、今回の調達については別段に証文を手堅くし、勘定奉行全員連印のほか、家老全員の奥印署名をすることなどを述べている（十月二十四日）。

#### 4 交渉の行方

しかし、交渉は思うように進まなかった。とりわけ蔵元の一人である鴻新家は、経済的に窮迫しており、支配人を通して窮状を訴えていた。実際、鴻新の場合、新十郎の代になって諸帳面を改めたところ予想しなかった状態であり、家宝としてきた美術品や重器類を売りに出して凌いでいるので、全くの言い逃れの口上だったとはいえない。また、弘前藩や仙台藩も今回の飢饉で返済方は一円御断りと伝えてきたことをあげ、蔵元としての役割を返還したいとまで申し出る始末であった。それでも新十郎は、「御用之義一円御断申上候心底ニハ無之、幾久敷相勤申度之義申上候迄も無之」と、秋田藩との親密な関係を維持したいという意向を示している（十月七日）。<sup>(37)</sup> 同じく蔵元の塩屋は、元来鉄商売で成りあがってきた者ゆえ、他の銀主のように大家の館入などは務めずひたすら秋田藩とだけの付き合いを続けてきたが、この春高額の調達にお応えしたばかりであり、今回は要望に応えられない旨を伝えていた。介川は、「肝要之御蔵元兩人とも右之振合心痛之至ニ候」と記している（十月二十九日）。

加嶋屋（加作）はどうであったか。次の一文をみてみたい。

弥十郎恐入店かた之義も日々申合いろく心配仕居候へともいま  
た一向よりかね、よふく年中之所丈御受申上可然など申事二相成  
候へとも、何卒明春之処取合御受申上度、<sup>①</sup>責而辰巳屋より低く相  
成不申様仕度候へとも如何可有之御座候哉、<sup>②</sup>定八ハ作兵衛ニ為申  
候様申候へとも是も以後二障り候筋も有之いかんともいたしにく、  
御座候、外々江出居候ものとも二もいろく御頼入をもち居候得ハ  
御やしき様之事をおして申候と、夫等之事も皆聞不申候得ハ不相成  
様罷成、此上ハ常体二候ハ、不練合之趣を以申上候ハ、合点なんと  
思召候而も御聞置も可有之候へとも、此度之事ハ不容易筋ニ付其ほ  
と如何可有之候哉、何とも申上かた無之と申を以一統へ私相頼可申  
之心得二御座候（十一月一日）<sup>④</sup>

文中、「店かた：…また一向よりかね」「外々江出居候ものとも二もい  
ろ御頼入をもち居候得」とある点が注意される。すなわち、加作家には  
複数の支配人・手代がいるのだが、彼らは定八・弥十郎同様に、それぞ  
れ出入の大名家を抱えていたからそれぞれの思惑があるため、ただちに  
結論が出ないところだろう。傍線<sup>①</sup>の部分はとくに留意すべき  
で、店方の決定と主人作兵衛の意志とは別物と意識されている。秋田藩  
だけを優先的に扱うことができないということである。また、弥十郎の  
言葉として書かれている傍線<sup>②</sup>の部分も注目される。すでに調達を受諾  
した辰巳屋の額を下回らないよう努力したいと言っている。したがって  
加作家は、受諾を前提としていることがわかるとともに、館入同士の意  
識が垣間見られて興味深い。

千草屋は当初おもてに出ず、支配人らを通じて「当春之所身本不応出  
精仕候上之義二御座候得ハ幾重ニも此度之義ハ御免被成下度奉願上候」  
（十一月九日）<sup>④</sup>との意向を示していた。それでも交渉の結果「御普請御  
手伝」の名目として二〇〇貫目ならば融通可能とまで態度を軟化させた。  
介川は、「御手元之事ハ外と違御館入事も浅く候得ハ別段引当として回  
米いたし候とか又ハ銅代ニ而も引当候而もよろしくなど申候」として必  
死の交渉を続け、最終的には三〇〇貫目の調達を了承させている。

浜方の室谷（播磨屋）との交渉も難航した。当主仁兵衛は病気を理由  
に、まったく姿をみせず、息子次郎助や支配人権之助を通しての交渉で  
あった。やはり、春先に多額の依頼にお応えしたので今回は御免願いた  
いというのが室谷の対応であった。ただ、この度の御国の実情は理解で  
きるのので、米二〇〇石を献納したいとしてきた（十一月三日）。前述し  
たように室谷仁兵衛は、かつては介川と和楽の合奏をして楽しむなど、  
館入の中でも懇意の間柄であった。介川の期待が大きかっただけに、落  
胆もそれ以上であった。<sup>④</sup>それでも交渉を続け、最終的に室谷は二〇〇貫  
目で折り合っている。

以上のほか、近江屋休兵衛・加嶋屋三郎兵衛・山下八郎兵衛・奥田仁  
左衛門・升屋源左衛門・難波屋太助・伊勢屋藤四郎・鍵屋五兵衛などに  
も三家と同様の「演説書」を渡し、依頼をしている。

## 5 家老小野岡大和の登坂

国元から家老小野岡大和登坂の知らせが届いたのは、天保四年もおし  
つまった十一月二十五日である。加嶋屋弥十郎は、これに警戒心を抱い

たらしく、御家老が登坂なされてもこれ以上のことはできない、滞在費も嵩むことなので江戸にとどまられ、買米などについてのご指示を出されるのがよいのではないかと意見している（天保四年十一月五日<sup>43</sup>）。弥十郎の警戒はもつともで、小野岡の登坂は、館入たちの出精に対して褒賞・賞言を与え、一層の出精を促すということもあったが、実際にはさらなる調達銀の腹案を携えてのものだった。小野岡は、天保五年（一八三四）二月二十二日に大坂に着いた。到着後まず実施された褒賞の授与では、加作が高一〇〇石加増、鴻庄が扶持米にかわり高一〇〇石、辰巳屋も給米にかえて高二〇〇石、千草屋に二〇人扶持が与えられた（二月晦日）。両蔵元に対しては時服の授与にとどまったのと対照的である。

これは、これまでの出精の度合いに応じたものであることはいうまでもないが、小野岡到着後の援助の期待値をも示しているとみることもできる。

三月四日、三家の支配人を前に、今回の登坂はさらに七五〇〇貫目の調達銀を目的としていることを明らかにした。これに対して、さすがに定八も弥十郎も抗議の意を込めて、次のように述べている。

昨年春冬之御調達不容易御銀高御出来ニ相成候義ハ全以格段御丹精故之義と奉存候、作兵衛かたニ而も千五百貫目都合御請申上候義ハ実二十分之義、店かたニ而もよくも承知いたしくれ候と存候事ニ御座候、是迄外様へ々様相勤候事決而無御座、然ルニ又々御大造之銀高恐入、御館入一統も定而驚き可申候、（中略）作兵衛義何ほと的身証と被思召候哉、中々左様届候ものニハ無之、何分ニも宜御勘考被成下候様仕度申事ニ御座候<sup>44</sup>

さらに弥十郎は他の館入の反応を考慮して、具体的な額を示さず、ただいっそうの出精を促すにとどめるべきであると指摘している。辰巳屋の支配人佐助は、江戸大火のために土佐藩や広島藩など八家から多額の要求があつて、これにお応えしなければならず、秋田様のご依頼には何ともお応えのしようがない、と態度を留保している（三月十八日）。

小野岡登坂後の要求にいち早く応じたのは、鴻池庄兵衛であつた。九五〇貫目（ただし内三〇〇貫目は翌年の繰合次第）を利息月七朱五か年割の条件で了承したのである（三月二十日）。鴻庄は、酒にかかわるエピソードに事欠かない人物で、相談事に酒をとまうことについて介川は、「別而庄兵衛其方流儀」とまで言っている（三月十一日）。小野岡の登坂後、その投宿先に招いたところ「庄兵衛極酔」となり、しきりに外へ誘い、「左様無之候而ハ出精仕兼候など達而申候」ため、やむを得ず小野岡はじめ、屋敷一統ともに庄兵衛につきあつたとある（同十七日）。介川らが屋敷に帰つたのは九ツ頃であつたが、庄兵衛はそのまま茶屋に居続け、翌日また役人たちを呼び出す始末であつた。そして調達銀を了承したのが、前記のとおり二十日であつた。すでにこれらの酒席において鴻庄の意志は決まっていたと思われる。酒席を等閑視できないことを示す典型的な事例といえよう。

その後、加作家や辰巳屋も回答を提示してきた。加作家は弥十郎が担当として間に立ち、六〇〇貫目を五回に分けて納入という案を提示してきた。介川はなおの検討を求めるが、「よくく之事と見候」（三月晦日）とあるように、個人的には納得したようである。辰巳屋は、四月六日に了承の意思を伝えてきた。これまで精一杯対応してきたし、凶作や江戸

大火で諸家からも依頼が多くお断りするしかないのだが、としつつ、

乍併重き 御直書を以被 仰出候趣被為有、且大夫様御出坂之義二も御座候得ハ一円御断申上候も重疊奉恐入、忒百メ目位もとも申合仕候へとも、左候而ハ被仰出之御事よりは余り二少分之義、左候連相増候而ハ納方如何ともさし支、無抛五百メ目御請之事二仕<sup>④</sup>(下略、一字空きは闕字)

として、五〇〇貫目の追加調達を承諾したのである。傍線部分は多分にレトリックの意味合いが強いが、それでも実際にそのことがなければこの新規調達はなかったであろう。介川も、この辰巳屋の対応に対し、「実二極々之所と相見候、深切十分之段申事二候」として満足の意を記している。

また、室谷仁兵衛からも、数度の折衝のうえ二〇〇貫目の承諾を得た(四月十七日)。室谷とは和楽の合奏を通して浜方のなかでは特に懇意の間柄であったが、天保飢饉の調達銀にかかわって疎遠となり、その子次郎助からは酒席で、「実ハ親とも病氣と申候も右之苦心(調達銀のこと―注引用者)より之事二御座候」と言われる始末であった(四月十二日)。千草屋は、「九牛之一毛二御座候へとも」として一〇〇貫目にて容赦を乞う願いを出している。これに対して介川は、「九十郎義二仕候而ハ是迄分不相応二相勤罷在候事故」という支配人の言を入れ、「此上強而申候義二も相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎はもつとも新しく館入として加わったことを考えると、右の指摘は納得できるものであったろう。

結局、小野岡登坂以後の成果は三六七六貫六〇〇目であったが(五月

晦日)、六月まで納入される額はその三分の一ほどで、他はその先の納入ということであったから、緊急の買米には役立たなかったことになる。それでも、天保五年五月晦日の日記の記載によれば、それまでの買入米は八万二〇〇石とある。当初の国元からの一〇万石という要求にほぼ達しているといえよう。五月に入ると国元から「米も追々着津、越後よりも段々参候よし」(五月二十七日)という報告が届き、大坂でも「もはや御調達之義も大抵かた付候様之もの」(五月七日)という認識になっていた。こうして、天保飢饉対策としての調達銀一件は一段落することになる。

#### 小括

天保四年の凶作対策としての臨時調達銀は、同年前半のもの―実は同三年の凶作対策として計画されたもの―と、いわゆる天保飢饉への対策として実施されたもの、との二つに分けられる。前者は、借財仕法の継続という要素が加わって交渉は複雑化したが、加嶋屋弥十郎らの尽力で藩の思惑とおりに推移した。後者は、藩及び銀主ともに想定外の事態であったから難航し、翌五年の半ばに至ってようやく事態は収束した。ここで留意しておきたいのは、計画から収束に至るまでの過程である。いずれの場合も加作家の支配人である加嶋屋定八と弥十郎が大きな役割をはたしている。介川はまず、定八・弥十郎に相談し、彼らは両蔵元への根回しをする。その後、まず三家に案を示し、その後、辰巳屋・鴻庄・千草屋らへの依頼という段取りをとっている。また、浜方(堂島)商人については、一貫して吉文字屋久米蔵がメッセンジャー役を勤め、全国

の作柄や米移入の情報をもたらしている。

#### 四 館入商人と大名 — 結論にかえて —

秋田藩の場合、館入はおおむね三つのグループに分けることができる。一つは、加作家に代表されるように、藩の財政的危機に際して大口の調達を実現してくれるグループである。これには、加作のほか、両蔵元（鴻新・塩屋）・鴻庄・辰巳屋・千草屋が含まれよう。第二のグループは、室谷を中心とする浜方の商人で、吉文字屋久米蔵や久々知屋久兵衛が含まれる。第三のグループは、性格は第一のグループとかわらないが、調達銀は比較的小口にとどまり、藩も第一のグループに対するように大口の融資を期待していない。近江屋・酢屋・伊勢屋・加嶋屋三郎兵衛らが含まれる。しかし、小口とはいっても第一のグループと比較してのことであり、たとえば六〇貫目であれば一〇〇〇両であり、このような融資元を多数抱えておくことは十分に意義あることであった。

先の小括の部分で、館入はよきアドバイザー的な役割をはたしていることを指摘したが、すべての館入がそうだというわけではない。彼らが大名と関係を取り結ぶ理由は、経済的利益を求めるといふ点で共通はしているも、それ以外にも様々な理由がある。たとえば、酢屋は借財仕法の継続に対して強く批判を加えたが、養蚕方へ出資し、また鱒干鰯の取引にも積極的にかかわっている。<sup>47</sup>これは、彼が秋田藩にそのようなかたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にも秋田藩米を買入れている。<sup>48</sup>

蔵元であった鴻新家は、文政年間以降財政的に逼迫して藩の要求に対して十分なかたちで応じることができなくなるが、秋田藩との関係の継続を望んでいる。藩も、これを切り捨てて他の商人に乗り換えるという姿勢はあからさまには示していない。この点は、仙台藩の升屋平右衛門に対する姿勢とは異なる。<sup>49</sup>これを含め、加作や鴻庄の秋田藩に対する積極的な支援は、彼らの秋田藩に対する評価が比較的大きかったことを暗示する。秋田藩は、米の大坂廻送では三万石と少なかったが、長崎廻銅を幕府から請け負うという点で、潜在的な力量を評価されていたのではないかと考えられる。辰巳屋などは鉛の取引を一手に請け負う立ち位置についており、秋田藩にテコ入れする理由は十分にあった。それとともに、加作などは秋田藩の養蚕殖産に大口の融資をしていたから、天保飢饉のような臨時的な危機状況を克服させなければならないという、自身の理由もあったろう。

館入が、禄米や扶持米を受けている主家が幕府から御手伝普請などが課された際、このような時に応えるのが館入の務めであるという認識を示したことはすでに指摘したが、これは単なるレトリックであろうか。この点にかかわって次にひとつの例を示したい。文政九年（一八二六）十一月十九日、酒席において鴻池庄兵衛が、笑い話として披露した内容である。<sup>51</sup>

それによると、当時大坂城代であった水野忠邦が、突然鴻池善右衛門や住友吉次郎をはじめとして大坂の名だたる豪商たちを屋敷に招くということがあった。その中には、加作や辰巳屋、また鴻庄も含まれていた。理由がまったくわからずお断り申し上げたが金銭借用のことではないと



いい、「西三十三ヶ国之固メを蒙 仰被居候義至而重き事二而、万一の節勝手向手薄二而はいたしかた無之義二付、各大家之事故一応対面いたし被置候得ハ安心ニ被存候と之筋」だという。この年、水野は京都所司代となつてゐるが、「西三十三ヶ国」云々はそのことを示している。幾度も催促がくるので強いてお断りするの如何かと思ひ出かけたところ、その後も関東への下向を理由として招かれ、御家紋入の小袖を賜るといふ。次は、このことについての鴻庄のコメントである。

扱々何之わけニ而拝領仕候事やら一向わけかわかり不申、いつれ之御屋敷ニ而も御もんもの拝領ハ御館入ニ罷成候而御用等も勤候上之義ニ候所、何之わけもわからぬ内より右様重き御取扱けしからぬ事ニ候

ここで鴻庄は、御家紋入の衣服は館入としての務めを果たしてこそ頂くものだと言つてゐる。大名から禄米や扶持、紋入の衣服を受け取ることは擬制的な主従関係にあることを示すものであるが、銀主側からすれば、その大名家に対して一定の信頼の意思を示すことを意味したのである。鴻庄の結論は次のようである。

三十三ヶ国何ソ之事有之節之御入用とハ仰山な事ニ候、三十三ヶ国所ニあらず三ヶ国もニチャクチャい、出したといふ日にハ 御城代様一人二而とふしておさへもか、へもなるものか、大坂之町人皆より候とも何之役ニ立候ものニハ無御座、夫ニ町人を頼ニ御安心なと、ハ一向わかり不申（中略）辰巳や久左衛門などハ以来之義決而御受不申上心得之様、此間も支配人丈助申候へき、かじ作（加嶋屋作兵衛、注引用者）も同様聞ひ候

信頼関係を結んだ大名家に対しては出精努力するが、そうでない家に対しては、たとえ大坂城代や所司代であろうとも務めをはたす義理はないという意思の表明であろう。

このような議論も、介川に対するおもねりに過ぎないとみることではきる。しかし、すでに指摘した加嶋屋弥十郎の館入の務めにかかわる認識を含めて、そのような議論でこれらを一蹴してしまふことに私は躊躇する。むしろ、館入関係にある大名家に援助をあたえることで、幕藩社会における自らの社会的存在意義とそれにかかわる自己認識を確立していったと考えるべきではないだろうか。

## 註

- (1) 草間伊助「むたこと草」(写本)。同史料は、草間が、熊本藩勘定頭の尾崎藤市に送つた意見書である。現時点で二種類の写本が存在し、原本は確認されていない。写本の一つは、熊本県立図書館「上妻文庫」所収の「一度支彙函(たぐしいかん)」写本巻六に収録されているもの(表題は「大坂鴻池伊助むた言草」、今一つは金沢市立玉川図書館所蔵「稼堂文庫」所収のものである。ここでは熊本県立図書館所蔵のものを引用した。なお、同史料については、高槻泰郎氏よりご教示をいただいた。ここに記して謝意を表したい。なお、同史料の内容に踏み込んでその意義を論じた研究として、伊藤昭弘「草間直方が語る大名貸の虚実」(佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第一三三号、二〇一九年)がある。
- (2) 東山文庫「介川緑堂勤年数「勤仕書上」」による。秋田県公文書館所蔵。
- (3) 介川東馬の日記は、現在ご子孫にあたる方が所蔵されている。しかし、所蔵者のご厚意により、現在写真本として秋田県公文書館において一般

公開（開架閲覧）されている。

(4) 本稿の問題関心とは異なるが、在坂役人の機能・役割について検討したものととして、泉正人「藩世界と大坂」（岡山藩研究会編『藩世界と近世社会』岩田書院、二〇一〇年）、荒武賢一朗「在坂役人の活動と蔵屋敷問題」（荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構』岩田書院、二〇一一年）がある。前者は岡山藩の大坂留守居役の対幕府関係の業務の分析を中心とし、後者は、松代藩の在坂役人が、藩庁中枢から一定の距離を保ちながら独自に大坂で活動をおこなっていたことを明らかにしている。

(5) このことに関連して、高槻泰郎「近世中後期大坂金融市場における「館入」商人の機能」（『日本史研究』六一九号、二〇一四年）が、館入が担当する大名の大坂市中における評判確立を補佐していたことを指摘している点は注目される。大坂商人が単なる経済的支援者にとどまらない機能をはたしていたとする指摘に学んだ点は大きい。

(6) 「介川東馬日記」九十一〔53〕（25）。同史料の引用は、すべて前掲註記した数値は、史料名の下に漢数字は介川自身が附した冊子番号、（ ）は表紙に付されたラベル番号、（ ）は写真帳の巻数を示す。また、年月日については原則として本文中に示す。なお、引用史料や事例が同一の冊子からの引用が続く場合には、註を立てず本文中に年月日だけを記した。

(7) 鴻池新十郎・塩屋孫左衛門・加嶋屋作兵衛の三家は、江戸御仕送金として年間九〇〇〇〜一二〇〇貫目を仕送りしていた。金森正也「大坂留守居役と館入―天保飢饉前後の秋田藩と大坂―」（『秋大史学』六〇号、二〇一四年）、同「秋田藩の上方調達銀運用と館入」（『日本史研究』六六四号、二〇一七年）参照のこと。

(8) 「介川」一一三〔75〕（35）。

(9) 前掲「介川」九十一。

(10) 「介川」九十七〔59〕（28）。

(11) 前掲「介川」九十一。

(12) 「介川」九十八〔60〕（28）。

(13) 「介川」八十九〔51〕（24）。

(14) 「介川」九十〔52〕（24）。

(15) 前掲「介川」九十一。

(16) 前掲「介川」九十。

(17) 「介川」一一二〔74〕（34）。

(18) 前掲拙稿、二〇一四年。

(19) 前掲「介川」一一二。

(20) 前掲「介川」九十。

(21) 前掲「介川」九十一。

(22) 「介川」九十二〔54〕（25）。

(23) 「介川」九十六〔58〕（27）。

(24) 前掲「介川」一一二。以下、とくに断らない限り本文中の史料引用および事実については、同史料による。

(25) 前掲「介川」一一三。

(26) 「介川」一一四〔76〕（35）。

(27) 酢屋の藩政批判については論ずべき点が多いが、とりあえずは前掲拙稿（二〇一七）を参照されたい。

(28) 前掲「介川」一一四。

(29) 「介川」一一五〔77〕（36）。

(30) 同右。

(31) 同右。

- (32) 伊藤昭弘『藩財政再考―藩財政・領外銀主・地域経済―』。清文堂、二〇一四年。
- (33) 前掲「介川」一一五。
- (34) 同右。
- (35) 「介川」一一六〔78〕(36)。
- (36) 前掲「介川」八十九。
- (37) 「介川」一〇五〔67〕(31)。
- (38) 前掲「介川」一一六。
- (39) 同右。
- (40) 「介川」一一七〔79〕(36)。
- (41) 同右。
- (42) 「介川」一一八〔80〕(37)。天保五年一月二十四日の条には、室谷の対応について「何とも力を失候」とある。
- (43) 「介川」一一七。
- (44) 前掲「介川」一一八。以下、とくに断らない限り本文中の史料引用および事実については同史料による。
- (45) 「介川」一一九〔81〕(37)。以下、とくに断らない限り本文中の史料引用および事実については同史料による。
- (46) 前掲「介川」一一四。
- (47) 渡部斧松文書「干鰯仕入勘定」(斧―6969)。秋田県公文書館。同史料によると、年不詳であるが、酢屋は鱈干鰯に二〇〇〇両の出資をしている。
- (48) 藤村聡『近世中央市場の解体』清文堂、二〇〇〇年。
- (49) 仙台藩は、天保期に入ると、経済的に衰えた見えた升屋を見切り、加嶋屋作兵衛家への接近を図っている(『仙台市史』近世3)。これに対し、升屋の支配人である山片小右衛門は、これまでの平右衛門の努力を力説

し、蔵元と他の館入との扱いを区別すべきだと訴えている(「大文字屋升屋移代留」。宮城県図書館所蔵)。

(50) 前掲拙稿(二〇一七年)。

(51) 「介川」八十九。以下の史料引用はこれによる。

(かなもり・まさや 国史研究会会員)

〔参考資料〕 表 文政9年の酒席など

月	日	名目	場所	参加者	備考
1	1	元日	屋敷	蔵元・館入、ほぼ全員	
1	4	蔵開	屋敷→わたや	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池庄兵衛・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・辰巳屋長兵衛・広島屋八兵衛・雑賀屋七之助	
1	5	蔵開	屋敷→住吉屋	播磨屋(室谷)甚兵衛、吉文字屋久米蔵・山下八太郎	
1	6	酢屋甚吉に振舞	住吉屋	酢屋甚吉	甚吉は、堺館入酢屋利兵衛の弟
1	7	年始廻礼	各館入、役所	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・大坂屋八右衛門・高岡吉右衛門・山下八郎右衛門宅にて酒出る	
1	9	戎参詣	富田屋	塩谷惣十郎・鴻池庄兵衛・鴻池清八・同幸八・加島屋定八・同弥十郎・鴻池太蔵・山崎屋与七郎	恒例。鴻池・塩屋・加島屋三家の主催。角力・芸子など呼び、富くじ。
1	12	住吉参詣	あじろ屋	塩谷惣十郎・同平蔵・平兵衛・加島屋定八・同弥十郎	
1	14	初船見分	船中→住吉屋	山下八郎右衛門・奥田仁兵衛	船中にて酒出る
1	15	朔望			渡辺周八宅にて碁会。塩惣など。
1	21	道頓堀芝居見物		加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎	屋敷側の振舞
1	27	加作の振舞	住吉屋	加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎	
1	29	芝居見物		塩谷惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加定・加弥・山崎屋季之助	
2	1	朔望	屋敷	館入	碁会。直々茶屋へ行く。
2	5	初午・稲荷神事	屋敷	塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎・近江屋東兵衛	
2	6	同上	屋敷→住吉屋	奥田仁兵衛・山下八郎右衛門・北国屋吉右衛門・大坂屋久左衛門・野村八郎・吉文字屋久米蔵	
2	9	碁会	塩惣宅	塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎	
2	12	加島屋へ時服下賜の祝儀	住吉屋	加島屋作兵衛・同弥十郎・広島屋八兵衛	
2	15	朔望	屋敷	館入等	塩惣・山崎屋らと碁会
2	17	万度会	伊丹屋・富田屋	塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎・鴻池庄兵衛・同太蔵	鴻新は喪中。富田屋からは加島屋定八も参加。
2	20	能観劇	難波→富田屋	近江屋休兵衛	近江屋の振舞
2	22	舞楽見物	天王寺	室谷仁兵衛・播磨屋治郎助・播磨屋権之助・吉文字屋久米蔵	
2	24	賞与の祝儀	住吉屋	辰巳屋丈助・同長兵衛・広島屋八兵衛	辰巳屋両支配人へ扶持を下賜
3	3	淀の花見	あじろ屋	加島屋定八・鴻池幸八	
3	5	賞与の祝儀	住吉屋	室谷仁兵衛・播磨屋権之助・吉文字屋久米蔵	
3	7	鴻池・塩屋の振舞	わたや	鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・鴻池庄兵衛・鴻池太蔵	わたや別邸狸々庵→わたや
3	12	船遊び	桜の宮	加島屋定八・同弥十郎	
3	16	京都出張	嵐山茶屋	村瀬栲亭・奥田仁左衛門・百足屋藤助	嵐山→仁和寺→平野
3	17	廻礼			奥田仁左衛門・山下惣左衛門宅にて酒出る
3	19	新羅宮参拜	伊賀屋	鍵屋五兵衛(大津館入)・山下惣左衛門	
3	21	京都館入への接待	亀山	山下八郎右衛門・同重五郎・奥田仁左衛門・百足屋藤助・同利右衛門・佐野道意・橋本玄哥	佐野・橋本は宇治の茶師
3	22	館入の招き		山下惣左衛門・奥田仁左衛門	
3	27	大坂・芝居見物			館入らの振舞
4	1	藩主・鷹の鶴拝領の祝儀	屋敷	両蔵元・館入一統	それより船遊び
4	6	酢屋利兵衛の招き	酢屋宅	酢屋利兵衛・同甚吉・同喜兵衛・山下平兵衛	芸子など呼ぶ
4	7	酢屋利兵衛を接待	富田屋	酢屋利兵衛・同喜兵衛	
4	11	近江屋の招き	高島屋	近江屋休兵衛・同三郎兵衛・同治郎兵衛	
4	15	船遊び	わたや	鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・鴻池太蔵・山崎屋与七郎	
4	17	加島屋賞与の祝儀	わたや	加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎	加島屋作兵衛へ禄100石をあたえる
4	23	近江屋の招き	富田屋別荘	近江屋休兵衛	妻女・娘も同席
4	24	芝居見物		鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・山崎屋与七郎・加島屋定八・同弥十郎	
4	28	酢屋利兵衛と酒席	あじろ屋	酢屋利兵衛・同甚吉・同仁兵衛	
4	29	大坂屋を接待	わたや	大坂屋宇兵衛(京都館入)	
5	1	朔望	あじろ屋	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋定八・同弥十郎・鴻池太蔵・山崎屋与七郎・同寿之助・雑賀屋七之助・広島屋八兵衛	
5	5	節句・盃事	屋敷	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池庄兵衛・近江屋休兵衛その他多数	
5	9	米入礼	屋敷→住吉屋	鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・吉文字屋久米蔵・山崎屋与七郎・播磨屋権之助・鴻池太蔵	住吉屋には、辰巳屋長兵衛・山七八郎右衛門・炭屋次郎右衛門も参加
5	12	辰巳屋支配人と酒席	富田屋	辰巳屋丈助・同長兵衛	
5	15	碁会・船遊び		鴻池庄兵衛・塩屋惣十郎・鴻池清八・鴻池新十郎・同幸八	
5	17	加島屋作兵衛振舞	加島屋の別荘	加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎・広島屋八兵衛・雑賀屋七之助	加島屋作兵衛禄高拝領の祝儀。芸子4人。船遊び。花火などあって一興。のち住吉屋へ移動。
5	27	芝居見物		両蔵元・加島屋支配人	
6	13	室谷招き		室谷仁兵衛・播磨屋権之助・吉文字屋久米蔵	室谷扶持拝領の祝儀。船遊び
6	17	船遊び		加島屋作兵衛・同弥十郎・同孫市	
6	25	天満宮祭礼	わたや	蔵元・館入ら	鴻池新十郎は喪中
6	晦日	住吉社祭礼	わたや	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・鴻池庄兵衛・山崎屋与七郎・加島屋弥十郎・鴻池太蔵・吉文字屋久米蔵・炭屋次郎右衛門	
7	2	伊勢屋仁兵衛の招き	高島屋	伊勢屋仁兵衛	伊勢屋仁兵衛は江戸の館入
7	7	節句	屋敷		館入来訪。酒なし。

8	1	八朔	屋敷	鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎・同孫市・山崎屋与七郎・同寿之助・鴻池庄兵衛・同太蔵・近江屋休兵衛・同三郎兵衛・同治兵衛・辰巳屋丈助・同長兵衛	
8	9	芝居見物		鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・加島屋弥十郎・同孫市・鴻池庄兵衛・同太蔵・山崎屋与七郎	道頓堀
8	11	近江屋へ御紋付を下賜	屋敷→わたや	近江屋休兵衛・同三郎兵衛・同治兵衛	
8	12	船遊び		三家支配人一同・鴻池庄兵衛	桜ノ宮
8	14	船遊び	わたや	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池庄兵衛	桜ノ宮あたりで月見のちわたやへ移動。
8	15	月見	加島屋別荘	加島屋定八・同孫市	
8	19	碁会	屋敷	鴻池新十郎・同幸八	のち茶屋へ移動
8	晦日	能観劇	富田屋	鴻池新十郎・同清八・幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・鴻池庄兵衛・同太蔵・加島屋孫市・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎・同寿之助・広島屋八兵衛	
9	1	朔望	屋敷	館入ら	書院にて酒出す
9	2	室谷招き	わたや別荘	室谷仁兵衛、その家族・友人	和楽の合奏。のち本宅へ移動。
9	6	上京につき暇乞い	屋敷	高岡吉右衛門・山七八太郎・百足屋仁兵衛・鴻池清八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎・山下平兵衛・百足屋太右衛門・北国屋武右衛門	酒出す
9	7	上京	京都屋敷	山下惣左衛門・奥田仁左衛門・大坂屋宇助・奥田藤助・山下十五郎	酒出す
9	9	鎮守稲荷遷宮の祝儀	京都島原	山下惣左衛門・奥田仁左衛門・佐野道意・橋本玄哥・大坂屋宇兵衛・奥田東助・利右衛門・山下重五郎	
9	11	京都館入に酒振舞う	屋敷	山下惣左衛門・奥田仁左衛門・大坂屋宇兵衛・奥田東助・山下重五郎	
9	12	茶話見分	宇治	山下惣左衛門・同重五郎・中西喜兵衛・奥田東助・橋本玄哥・佐野道意	
9	14	大坂屋敷鎮守稲荷の神事	わたや	塩屋惣十郎・近江屋三郎兵衛・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・鴻池庄兵衛・同太蔵・加島屋孫市・同弥十郎・山崎屋与七郎	「いつれも大酩酊」「惣おとりと相成……銘々芸つくしなといたし候」
9	15	朔望	屋敷→住吉屋	高岡吉右衛門・山下八太郎・奥田仁兵衛・伊勢屋藤四郎・吉文字屋久米蔵・播磨屋権之助・雑賀屋七之助・広島屋八兵衛	
9	19	三家の招き	道頓堀堺屋	鴻池・塩屋・加島屋三家	しっぽく料理
9	21	碁会	屋敷	鴻池新十郎・塩屋惣十郎	
9	23	地壳銅値段の交渉	住吉屋	為川半十郎・野村某	
9	26	加島屋の振舞	住吉屋別荘	加島屋作兵衛・同孫市・同弥十郎	
9	29	芝居見物		鴻池・塩屋・加島屋三家一統	
10	1	朔望・碁会	屋敷→わたや	鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平兵衛・鴻池庄兵衛・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎	
10	2	大坂屋宇兵衛を接待	住吉屋	大坂屋宇兵衛・同宇八	大坂屋は京都館入。宇八は支配人か。
10	3	芝居見物		辰巳屋丈助・同長兵衛	
10	11	菊花見物		加島屋定八	
10	15	朔望	わたや	塩屋惣十郎・鴻池清八・鴻池庄兵衛・塩屋平蔵・鴻池太蔵・鴻池新十郎・同幸八	碁会ののち茶屋へ移動
10	17	船遊び	富田屋	加島屋定八	
10	20	庭園見物	住吉屋	室谷仁兵衛	
10	26	三家の招き	富田屋	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池庄兵衛・同太蔵・鴻池清八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋孫市・同弥十郎・山崎屋与七郎	芸子の舞を見る。「花々しき事二而いつれも大ニ喜ひ候」。
11	1	朔望・碁会		塩屋惣十郎・同平兵衛・山崎屋与七郎	碁会ののち茶屋へ移動。
11	7	加島屋孫市扶持給与の祝儀	あじろ屋	加島屋作兵衛・同孫市・同弥十郎	加島屋作兵衛よりからくり細工をもらう
11	15	朔望・碁会	屋敷→わたや	鴻池新十郎・同幸八・塩屋惣十郎・同平兵衛・山崎屋与七郎・鴻池太蔵	
12	3	中嶋棕隠と酒席		中嶋棕隠	
12	5	顔見世狂言見物		塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・加島屋孫市・同弥十郎・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋定八・山崎屋与七郎・鴻池庄兵衛	鴻池新十郎は不快につき参加せず。芝居後、富田屋へ移動。
12	15	三家へ褒賞祝儀	住吉屋	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・加島屋作兵衛・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋孫市・同弥十郎・山崎屋与七郎・鴻池庄兵衛	
12	19	酒席	わたや	鴻池伊兵衛・鴻池庄兵衛・同太蔵・山崎屋与七郎	鴻池伊兵衛と初めて面会。またこの席で升屋平右衛門と会う。
12	20	室谷を接待	高島屋	室谷仁兵衛	
12	22	年忘の振舞	わたや	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・加島屋作兵衛・鴻池庄兵衛・同清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋孫市・同弥十郎・山崎屋与七郎・鴻池太蔵	淨瑠璃語・役者など呼ぶ
12	23	蔵仕舞	住吉屋	山下八兵衛・百足屋仁兵衛・炭屋次郎右衛門	
12	24	蔵仕舞	わたや	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池庄兵衛・同清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・かしまや孫市・同弥十郎・山崎屋与七郎・辰巳屋長兵衛・鴻池太蔵	
12	26	加島屋定八を接待	わたや	加島屋定八	役者・角力など呼ぶ

「介川日記」89〔51〕(24)・同90〔52〕(24)より作成。